# 私立大学の収益事業の制度を利用した地域貢献の可能性

## 藤井 誠一郎

#### あらまし

本稿は、大学の地域貢献について、私立大学 の収益事業の制度を利用した新たなる地域貢献 手法について考察を行ったものである。

はじめに地域社会の現状を述べ、地域力の再生のためには「水平的関係」を地域社会でいかに構築していくかが基礎となる点を指摘した。次に大学の地域貢献活動について述べ、地域貢献活動の根拠が高等教育政策にあることを確認した。

大学は社会的な責任である「第三の使命」を 果たし、個性や特色を一層明確にするために地 域貢献活動を行っているが、その地域貢献活動 には潜在的に「誰が実施者となるのか」という 問題が存在し、ボランティアとして実施するこ とへの限界が顕在化する可能性がある。また、 地域の側では時には限度を超えた要求もあり、 継続して地域貢献活動を行なっていく上でも、 対価性を有する事業としての実施が相応しい場 合もありうる。

そこで、私立大学には収益事業の制度が存在するため、その制度を利用した事業とすることで問題を解決する手段とすることが可能であるが、さらに制度を有効に利用することで地域貢献活動をより充実させる一手段となる方法を提案する。それは、コミュニティビジネスや社会起業を収益事業の制度の中で実施することで地域社会に貢献していく方法である。その方法について収益事業の目的や制度の面から検討し、新しい地域貢献手法の一つになりうることを見出した。

#### 1. はじめに

今日の地域社会では、地方分権化が進む中、少子高齢化や核家族化の進行で人と人とのつながりが希薄化し、コミュニティ機能は弱体化していると一般的に言われている¹。その状況の中、「地域力の再生」という言葉が目につくようになっており²、地域に存在する各主体が協働し、自主的に暮らしやすい魅力的な地域とするような動きも出てきている。

地域社会の中に存在する大学も同様に地域力 の再生を担う一主体であり、地域社会から大学 の地域貢献活動への期待が高まっている。一般 的に大学の社会的使命は教育・研究と言われて いるが、地域貢献活動までが使命であるとまで 言われるような状況となり、大学の教育、研究 成果を地域に還元する等の地域貢献活動が行わ れている。

現在、大学により様々な地域貢献活動が行われ、実績が残されつつある。その貢献手法は様々であるが、現行の制度を利用することで地域貢献活動の範囲が広がり、地域貢献活動を更に充実させていく方法が考えられる。それは、私立学校法に規定される「収益事業」の制度を利用した地域貢献活動方法である。

そこで本稿では、まず大学を取り巻く地域の 現状を明らかにした上で、大学の地域貢献の取 り組みについて整理を行う。次に、地域貢献活 動の範囲や内容を充実させる方法となる私立学 校法に規定される「収益事業」についての概観 を行う。そして、「収益事業」の制度を利用し

<sup>1</sup> 例えば、総務省「コミュニティ研究会」、『コミュニティ研究会中間とりまとめ』、2007年6月4日、3ページ等が挙げられる。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 例えば京都府が行う「京都府地域力再生プロジェクト」が挙げられる。 http://www.pref.kyoto.jp/chiikiryoku/index.html (2008年10月24日閲覧)

た地域貢献手法についての検討を行った上で、 新しい地域貢献手法としての提案を試みる。

### 2. 地域社会の現状と地域力の再生

## 2.1 地域社会の現状

今日の地域社会では、少子高齢化や核家族化の進行の影響で古くから地域社会に存在していた相互扶助の精神に基づいた地域の連帯感は希薄化し、コミュニティ機能が弱体化している状況である。その結果、地域社会では福祉、教育、安全、環境等の面において政府や地方自治体の政策だけでは解決できない様々な問題が発生している。。

しかし、地域に存在する主体(住民、NPO、企業、大学、行政等)が連携し、協働によりこれらの問題を解決していくという動きもある。そのような流れの中で、「地域力の再生」という言葉が着目されている。

#### 2.2 「地域力」の検討

## 2.2.1 自治体の定義にみる「地域力」

そもそも「地域力」とは何を意味するのであ ろうか。「近年地域力ということばは市町村合 併の場合に限らず広く利用される傾向がある」<sup>4</sup> と言われるように、「地域力」という言葉の定 義は様々であり統一的な定義は存在していな い。中には、地域経済の発展をもって「地域力」 と定義しているものもある5。

しかし、いくつかの例で示される「地域力」という言葉の定義からは、同様な意味合いが導き出される。北海道や京都府の「地域力」の定義がからは、「様々な主体の相互連携」や「住民主体での地域課題解決」が導き出される。そしてその説明に「住民自治」という言葉が用いられている。

「地域力」を検討していくにあたっては、この「住民自治 | という言葉の考察が必要となる。

# 2.2.2 住民自治における「水平的関係」 と「地域力」

日本国憲法には、「地方公共団体の組織及び 運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、 法律でこれを定める」7とあり「地方自治の本旨」 がその条文に挙げられている。「『地方自治の本旨』 の定説的な説明は、住民自治と団体自治の両要素 が兼ね備わることが必要であるという内容であっ た」8ように、あたかも住民自治と団体自治が並列 的であるかのような説明となっている。

しかし、今川はこの住民自治について、補完性の原理の強調や地域自治区の制度化の動きから「将来的には住民自治のありようが団体自治の範囲に影響を与える道を開いたということで、団体自治に優先して住民自治があるというパラダイムの転換の必要性」があると唱えている。そして今後の住民と行政との新たな関係を「相互依存の垂直的関係」「から「水平的関係」「ヘシフトさせていく必要があるとしている」。

地域社会における「水平的関係」とは、地域

<sup>3</sup> 京都府、『京の力、明日の力-地域力再生支援プラン』、2ページを参照。

http://www.pref.kyoto.jp/chiikiryoku/resources/1197852684480.pdf (2008年10月24日閲覧)

<sup>4</sup> 今川晃、荒木善光「地域力と健康づくりに関する調査研究」『社会科学』(同志社大学人文科学研究所)第81号, 2008年, 28ページ。

<sup>5 「</sup>地域力再生機構 (仮称)」研究会、最終報告、2007年12月20日、2ページ等が挙げられる。

<sup>6</sup> 京都府、『京の力、明日の力-地域力再生支援プラン』、2ページを参照。

http://www.pref.kyoto.jp/chiikiryoku/resources/1197852684480.pdf (2008年10月1日閲覧)

北海道庁,『北海道の地域力の向上』, http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sk/ckk/chicho/chiikiryoku/top (2008年10月1日閲覧)

<sup>7</sup> 日本国憲法92条 抜粋。

<sup>8</sup> 今川晃他編著『地域力を高めるこれからの協働』第一法規、2005年、2ページ。

<sup>9</sup> 同書, 3ページ。

<sup>10</sup> 同書, 3ページ。

<sup>11</sup> 同書、5ページ。

<sup>2</sup> 今川はこれからの協働には「NPOや地縁団体は行政担当部局と対等の関係にあり、政策形成過程から実施、評価に至るまで行 政活動のあり方にも変更を迫るほどの『自治力』が備わることが求められる」としている。そして「従来の垂直的関係では課 題解決への対応ができず、新たな関係のあり方を模索せざるを得ない状況」となっていることを指摘し、これからの協働を「水 平的調整」と定義している。同書、3ページ。

社会に発生する様々な課題を地域住民自身で把握し、地域における各主体(住民、自治会・町内会、NPO等)が連携することにより地域課題を総合的に分析し、課題を解決するといった一連の自律的な課題解決能力を持つ関係を意味する。したがって、今後、「水平的関係」を地域社会においていかに構築していくかが「地域力」を再生して行く上での基礎となる。

また、地域経済の発展の観点から「地域力」を検討するにあたっても、「水平的関係」が問われよう。「水平的関係」が未構築の地域に経済活性化施策を施しても、地域における各主体の連携がないため、一時的な地域経済の活性化は見込めるものの、継続的、持続的な発展は難しい結果に終わるであろう。

## 2.3 地域における各主体の参加の必要性

水平的な調整機能を有する地域社会の構築に向け、地域における各主体は自らが自治の主役であるという認識のもと積極的に地域社会に参加していくことが求められる。この「積極的な地域社会への参加」には、地域社会での行事等へ参加する行為や地域社会の現状について意識的に考えるという些細な行動も含まれる。地域における各主体は、地域社会に対して無関心になることなく、地域社会に意識を向けて行くことが今後ますます必要となる。

また、大学も地域における多様な主体の一つであり、地域社会への積極的な参加が求められる。それは大学側から見れば「地域貢献活動」である。大学の地域貢献活動は「水平的関係」の構築に寄与し、地域力の再生へと結びつく有用な手段となる<sup>13</sup>。

#### 3. 大学の地域貢献活動

### 3.1 大学が地域貢献活動を行う理由

# 3.1.1 先行研究における大学の地域貢献活動への視点

大学と地域についての研究は、杉岡が指摘するように「大学と地域との連携に対する関心が高まる一方で、その歴史的な背景など体系的な研究がまだ多く存在しない」14のが現状である。また、岩崎も「近年、政策的に私立大学が地域社会に果たす手段が図られている。しかし、私立大学を視点に総括的に検討された研究は少な立大学を視点に総括的に検討された研究は少な、直身の著作」16と述べている。さらに小松は、自身の大学地域論』を「大学まちづくりおよび大学地域論』を「大学まちづくりおよび大学地域論』を「大学まちづくりおよび大学地域論にかんする研究としては最初の総合的な著作」16と位置づけ、「大学による地域認識の不十分さはなお否定しえないものの、大学地域高い大学や行政関係者の間でようやく目に付くほどに議論されるようになっている。」17と大学と地域のとの研究の現状を指摘している。

また、大学が地域貢献を行う理由としては、 大学を取り巻く環境の変化に迫られた大学改革 の結果であると先行研究では指摘される。杉岡 も「少子高齢化による『大学全入時代』の到来や、 『国立大学の独立行政法人化』など大学等(短 期大学・高等専門学校を含む。以下『大学』) を取り巻く環境が近年変化してきており、大学 も従来の教育や研究だけでなく、地域貢献や社 会貢献も視野に入れた『大学改革』が迫られて きている」18と指摘する。しかし、大学が地域貢献を含む大学改革に迫られたことには、取り巻 く環境の変化だけでなく、我が国における高等 教育政策がそれを後押ししているという状況が 関係している。

#### 3.1.2 審議会答申にみる地域貢献活動

高等教育政策の指針となるものが政府の審議

<sup>13</sup> 大学は地域の中に存在するがゆえ、地域に暮らす人々の生活圏に大学の構成員(学生、教員、職員、学校関係者等)が入ることになる。最近マスコミからも大学生の通学マナー等が指摘されているが、大学の構成員が地域住民に対し多大な迷惑をかけ、逆に地域住民からは「大学は『迷惑施設』である」という声があるもの事実である。地域貢献活動の前提として、地域社会で地域住民と共生しているという認識を持つことから始める必要があることは言うまでもない。

<sup>14</sup> 杉岡秀紀「大学と地域との地学連携によるまちづくりの一考察」『同志社政策科学研究 第9巻(第1号)』、2007年、77ページ。

<sup>15</sup> 岩崎保道「私立大学の地域貢献改善のための政策検討」『同志社政策科学研究 第8巻 (第2号)』, 2006年, 127ページ。

<sup>16</sup> 伊藤眞知子・小松隆二編著,『大学地域論―大学まちづくりの理論と実践―』論創社, 2006年, VIページ。

<sup>17</sup> 同書、IV-Vページ。

<sup>18</sup> 杉岡, 前掲論文, 77ページ。

会答申である。1998年の大学審議会答申『21世紀の大学像と今後の改革方策について』に続く2005年の中央教育審議会答申『我が国の高等教育の将来像』に大学が地域貢献活動を行う根拠が記述されている。

第一は、教育や研究を大学の本来的な使命と しながらも、大学の社会貢献活動を「第三の使 命」と位置づけている点19である。教育や研究 と同様に広く社会全体の発展に寄与する社会貢 献活動を「第三の使命」として捉え、教育や研 究機能の拡張 (extension) として、大学開放を いっそう推進し、地域社会・経済社会との連携 も常に視野に入れていく必要があると述べられ ている。第二は、大学の7つの機能を明示し、 その機能のいくつかを各大学が自ら選択するこ とで大学の個性や特色を明確にすべきとした点20 である。「社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、 国際交流等)」を7つの機能の一つとし、大学 の個性や特徴として社会貢献機能を位置づけ、 その役割や機能を充分に踏まえた教育や研究を 展開していくことが要請されている21。

このように、高等教育政策の指針である審議会答申の中に大学の地域貢献への根拠が確認でき、大学は地域貢献を含めた大学改革を迫られた結果、地域貢献活動が大学に意識されるようになった。

## 3.1.3 大学の地域貢献に関する政策に 影響を与えた要素

1999年の経済協力開発機構(OECD)の高等教育機関管理プログラム(IMHE)の中でも、大学の地域貢献活動を教育や研究と同等とするにとどまらず、教育や研究と統合した「第三の機能」(third role)であると位置づけ、その機能の重要性が記述されている<sup>22</sup>。前述した2005年の中央教育審議会答申でも同様の言葉である「第三の使命」が記述されていたが、時期的に考えてこのOECDのプログラムが政府や省庁に影響を与え、各種の審議会答申に盛り込まれたものと推測できる。

また、2001年に内閣に設けられた都市再生本部も、大学の地域貢献に影響を与えた要素である。第十次決定である「大学と地域の連携協働による都市再生の推進」プロジェクトでは、大学と地方公共団体、住民、NPO等との多面的な連携協働によるまちづくりの促進のために関係府省が連携した取り組みを行い、まちづくりの事例に関するデータベースの作成や、『大学地域連携まちづくりネットワーク』23を構築している。

以上のように、大学の地域貢献活動は、高等 教育政策をメインストリームとし、その流れに 沿う形でいくつかの流れが合流した結果である

<sup>19</sup> 中央教育審議会、『我が国の高等教育の将来像(答申)』、2005年1月28日、「大学は教育と研究を本来的な使命としているが、同時に、大学に期待される役割も変化しつつあり、現在においては、大学の社会貢献(地域社会・経済社会・国際社会等、広い意味での社会全体の発展への寄与)の重要性が強調されるようになってきている。当然のことながら、教育や研究それ自体が長期的観点からの社会貢献であるが、近年では、国際協力、公開講座や産学官連携等を通じた、より直接的な貢献も求められるようになっており、こうした社会貢献の役割を、言わば大学の『第三の使命』としてとらえていくべき時代となっているものと考えられる。」

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> 同上,「新時代の高等教育は、全体として多様化して学習者の様々な需要に的確に対応するため、大学・短期大学、高等専門学校、専門学校が各学校種ごとにそれぞれの位置付けや期待される役割・機能を十分に踏まえた教育や研究を展開するとともに、各学校種においては、個々の学校が個性・特色を一層明確にしていかなければならない。 特に大学は、全体として

①世界的研究・教育拠点、②高度専門職業人養成、③幅広い職業人養成、④総合的教養教育、⑤特定の専門的分野(芸術、体育等)の教育・研究、⑥地域の生涯学習機会の拠点、⑦社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流等)

等の各種の機能を併有するが、各大学ごとの選択により、保有する機能や比重の置き方は異なる。その比重の置き方が各機関の個性・特色の表れとなり、各大学は緩やかに機能別に分化していくものと考えられる。(例えば、大学院に重点を置く大学やリベラル・アーツ・カレッジ型大学等)」

<sup>&</sup>quot;山形県の庄内地域にある東北公益文化大学は県・市町村や住民など地域の全面的か協力を得て運営されている。大学と地域のよりよい関係やあり方を総合的に究め解明する学問として大学地域論を研究課題としている。その取り組みについては伊藤眞知子・小松隆二編著『大学地域論―大学まちづくりの理論と実践―』論創社、2006年や伊藤眞知子、大歳恒彦、小松隆二編著『大学地域論のフロンティアー大学まちづくりの展開』論創社、2007年において詳細が述べられている。

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> Organisation for Economic Co-operation and Development, The Response of Higher Education Institutions to Regional Needs, (経済協力開発機構編,相原総一郎,出相泰裕,山田礼子訳『地域社会に貢献する大学』玉川大学出版部,2005年,15-16ページ。)

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> 都市再生プロジェクト 大学地域連携まちづくりネットワークのホームページを参照。2007年6月29日現在の参加団体は、地方 公共団体146団体、大学・高等専門学校198団体、まちづくり団体等30団体、合計374団体となっている。http://www.toshisaisei. go.jp/03project/dai10/File0\_meibo.pdf (2008年10月1日閲覧)

と確認できる。大学の社会的な責任を果たす意味での「第三の使命」として、そして、新時代の高等教育おいて期待される役割・機能を踏まえた教育や研究を展開し大学の個性・特色を一層明確とするため、大学は地域貢献活動を含めた大学改革を行い、地域に対して貢献することを期待されているのである。

# 3.2.1 大学の使命から見た地域貢献活動の概要

今日、大学は、自らの持つリソースを利用し 社会的な使命を果たすべく様々な活動を行って いる。地域貢献活動の概要について、審議会答 申で述べられる「教育」、「研究」、「第三の使命」 という大学の使命からの分類を試みてみたとこ ろ、表1のような結果になった。

全ての地域貢献活動の把握までには至らぬ

# 3.2 大学の地域貢献活動と潜在的問題

表1 大学の使命からみた地域貢献活動の分類

		内容	簡単な例
教育		教育による人材輩出	高度専門職業人養成 特定の専門的分野の職業人養成等
研究		研究による知の創造	最先端の研究拠点
第三の使命	国際交流	地域と一体となった国際交流 の推進	相互理解を深める場づくり、交流会の実施、 異文化交流を絡めた地域活性化プロジェクト
	公開講座	生涯学習機会の拠点	公開講座や出張講義 図書館の開放等
	産学官 連携	大学の知の還元	リエゾンオフィス <sup>24</sup> 、自治体との連携協定等 <sup>25</sup>
	その他 (多様化)	・地域社会をフィールドにした教育・研究 ・課外活動として地域活動へ参加 <sup>26</sup> ・大学施設の開放	<ul> <li>・地域をフィールドにしたPBL (Project Based Learning) <sup>27</sup></li> <li>・学園祭や各種イベントの共同開催<sup>28</sup></li> <li>・学生団体によるまちづくり</li> <li>・子ども会へのイベントへの参加</li> <li>・体育会による子どもへの技術指導</li> <li>・教室や運動施設の開放</li> </ul>

(出所:筆者作成)

<sup>24</sup> 大学がリエゾンオフィス等を窓口にして企業ニーズと研究者のマッチングを行い、産学連携による共同研究、技術移転等を実現させている。

<sup>&</sup>lt;sup>25</sup> 内閣官房都市再生本部事務局が全市区町村を対象に2007年4月に実施した『大学と地域との取組実態についてのアンケート調査 (追加調査)』の調査結果に大学と地方自治体との協定締結一覧が記載されている。様々な趣旨のものがあるが、その協定数は792件にも達する。http://www.toshisaisei.go.jp/03project/dai10/File7\_renkei2.pdf (2008年10月1日閲覧)

<sup>&</sup>lt;sup>26</sup> この他にも、同志社大学の『京町家異世代協同プロジェクト』のように京町家にて学生と地域住民(子ども、大人、高齢者)が異世代と協同しながら、歴史・文化・伝統産業等の地域財産を発掘し、現代の生活の中に継承していく試みもある。http://www.doshisha.ac.jp/students/support2/machiya\_project/index.php (2008年10月1日閲覧)

<sup>&</sup>quot; 同志社大学でのプロジェクト科目が例として挙げられる。例えば『商店街を核にした産・官・学・民協働のコミュニティ創成研究プロジェクト』(科目代表者:今川晃)では、具体的・実践的プロジェクトに即して問題の所在と解決を考え抜く力が涵養されるとともに、そこで学習した成果が産・官・学・民・マスコミの協働したコミュニティやまちづくりに繋がる形となっている。http://wwwl.doshisha.ac.jp/%7Eprj-0816/appeal.html (2008年10月1日閲覧)なお、2008年度は26のプロジェクト科目が開講されている。http://www.doshisha.ac.jp/students/curriculum/pbl/theme/(2008年10月1日閲覧)

<sup>28</sup> 例えば同志社京田辺祭 (愛称: ADAM祭) が挙げられる。そこでは学生・教職員・市民が一体となって、共に楽しみ、共にふれあい、共に交流する場を創出し、大学と地域が連携した新しいコミュニティの形成を目指す祭りとなっている。http://www.doshisha.ac.jp/students/schedule/tanabe\_fes.php (2008年10月1日閲覧)

が、表1に示すように大学の地域貢献の根拠とする「第三の使命」に相当する地域貢献活動は 多様化しており、地域貢献活動が広く社会で展開されていることがわかる。中央教育審議会答申に見る「国際交流」「公開講座」「産学官連携」にも分類できない活動も行われており、今後も社会の要請とともに多様に展開して行くと見込まれる。この区分に該当する地域貢献活動に常に着目し最新の動向を把握するとともに、今後は第三の使命に相当する地域貢献活動について新たな枠組みでの整理が必要となってこよう。

# 3.2.2 大学の地域貢献活動における潜在的問題

ここで、大学の地域貢献活動における大学と 地域の両者に潜在する問題を検討しておきた い。

まず、大学側では、地域貢献活動の実施を大学の経営判断として推進しても、「実際に誰が実施者となるのか」という問題が必ずや顕在化する点である。表1に示す地域貢献活動の主体となる。実施者自らが地域貢献活動に社会的主性の表別の表別である。実施者自らが地域貢献活動に社会的に関わるならば問題は顕在化しないであろうが、不本意ながら充て職的に、イアといであろうが、不本意ながら充て職的に、イアとして地域貢献活動の要請がされる場合により、も既存の教育研究活動に加えたボランティアという意識から地域貢献活動には至らず地域との間の溝となる可能性も否定できない。

一方、地域の側では、当初は大学の地域貢献 活動を有り難く享受するであろうが、期待は際 限なく膨らむものであり、その期待と現実との 間にギャップが生じた時には不信感が芽生える こととなろう。また、「地域貢献」の名を振りかざし、自らの都合だけを考えた要求を大学に出すといった可能性も皆無とは言えない<sup>30</sup>。

よって、大学の地域貢献活動の実施にあたっては、実施者の志を継続させていくため、また、「してあげる」「してもらう」という関係ではなく大学と地域が「対等な関係」で有機的に結びつく継続的な取り組みとなるためにも、何らかの仕掛けの作成を検討しておく必要がある。提供した労力に対する対価を受け取るという意味でのビジネス性を持たせ、実施者のインセンティブを維持していくことも考えられよう³¹。また、地域の側からの限度を超えた要求を抑制し地域貢献活動に継続性を持たせるためも、場合によっては提供された役務に対する相当の対価を支払うという意味でのビジネス性が必要となろう。

このように大学の地域貢献活動に潜在する問題を克服するためには、時には対価性を持たせ継続した取り組みとなる仕掛けを検討することも必要となる。そのような地域貢献手法について検討する前に、まず私立大学における収益事業を次節で概観する。

#### 4. 私立大学の収益事業

### 4.1 私立大学の収益事業の概要

## 4.1.1 法的根拠

地域社会では、慈善団体が継続的な事業の遂行のため事業NPOとなるケースも見受けられるが、大学の地域貢献に対価性を持たせ、大学と地域が相互にメリットを継続的に享受できるような事業を展開できる方法が存在している。それは、私立学校法に規定される「収益事業」の制度を利

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup> 新潟大学渡辺勇一教授のホームページでは、大学の地域貢献活動という「ボランティア活動」が教育や研究の質的な低下をもたらし、結局は地域にとって本来あるべき大学の姿からはかけ離れたものとなることに警鐘を鳴らしている。このことからも解るとおり、どこの大学においても「ボランティア」にて地域貢献をすることには多大な負担が強いられるものであり、特に自分への直接的なメリットを感じられない場合には、その地域貢献活動に対して慎重になる教員がいるものである。http://www.ac-net.org/home//watanabe-y/03124-chieki.htm (2008年10月1日閲覧)

<sup>30</sup> 財団法人広域関東圏産業活性化センター (GIAC) の大学と地域の連携による地域活性化に関する調査報告書『大学の地域貢献を考える』において、高崎経済大学の協力のもと大学の地域貢献について行政と企業と市民に対しアンケート調査を行っている。地域と大学の連携である「地学連携」事業に対する地域住民の期待が伺えるが、第二の行政とも言える大学依存意識や度を過ぎた要求もアンケート結果の中に垣間見られる。http://www.giac.or.jp/kenkyu/h16\_6\_2.pdf (2008年10月1日閲覧)

<sup>3</sup> 勿論、地域貢献活動の実施者全員が金銭的な対価を要求するわけではないため、全てにおいてビジネス性がインセンティブを維持していくとは限らない。

用し、その制度の下で対価性を持つ地域貢献活動を事業として実施する方法である。表1においてはその他区分に位置づけられる活動方法であり、今日の地域貢献手法としては未だ積極的には利用されていない事業である。

私立学校は、私立学校法第26条に規定されているとおり、教育に支障の無い限り収益事業を行うことができるとされている。

#### 第二十六条

学校法人は、その設置する私立学校の 教育に支障のない限り、その収益を私立 学校の経営に充てるため、収益を目的と する事業を行うことができる。

- 2 前項の事業の種類は、私立学校審議会 又は学校教育法第六十条の二 に規定する 審議会等(以下「私立学校審議会等」と いう。)の意見を聴いて、所轄庁が定める。 所轄庁は、その事業の種類を公告しなけ ればならない。
- 3 第一項の事業に関する会計は、当該学校法人の設置する私立学校の経営に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

教育機関が収益を目的とする事業を行うことの是非については議論もあろうが、法律により認められた制度であり、私立大学は堂々と利益追求の事業を収益事業として行うことができる。収益事業の実施が可能な理由は、収益事業による利益を私立大学の経営に充てることにより自主的な努力で財務体質を改善し、経営基盤の強化を図ることで教育水準の維持向上を目指すためである。

### 4.1.2 収益事業の実施方法

大学が収益事業を実施する場合には、寄附行為に事業の種類を規定し別会計で経理処理する方法と、学校法人の出資により別法人を設立し運営する方法とがある。後者については、2001年6月8日の「学校法人の出資による会社の設立等について(通知)」に、その留意事項が通知されている。

- 1 設置する学校の教育研究活動と密接な関係を有する事業(例えば、会計・教務などの学校事務、食堂・売店の経営、清掃・警備業務など)を一層効率的に行うために、学校法人が出資によって会社を設立する場合には、学校法人の出資割合は出資先会社の総出資額の2分の1以上であっても差し支えないこと。上記以外の場合には、学校法人の目的等にかんがみ、出資割合は原則として2分の1未満とすることが適当であること。
- 2 学校法人が出資によって会社を設立して行う事業の在り方及び種類については、「文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件」(平成12年3月27日文部省告示第40号)第1条及び第2条に準じて取り扱うこと。
- 3 学枚法人の出資による会社設立に関して国民から不明朗,不適正等の指摘を受けることのないよう,十分に配慮すること。

(後略)

教育研究活動と密接な関係を有する事業会社であれば、出資割合は出資総額の2分の1以上でも良いが、そうでないなら、原則として出資割合は出資総額の2分の1未満と要請されている。

#### 4.1.3 実施できる事業

実施可能な収益事業の種類については、2000 年3月27日文部省告示第40号で確認できる。

#### 第一条

私立学校法第二十六条第一項の規定により文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業(以下「収益事業」という。)は、第二条に掲げるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- 一 経営が投機的に行われるもの
- 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化 等に関する法律(昭和二十三年法律

第百二十二号)に規定する営業及び これらに類似する方法によって経営 されるもの

- 三 規模が当該学校法人の設置する学校 の状態に照らして不適当なもの
- 四 学校法人以外の者に対する名義の貸 与その他不当な方法によって経営さ れるもの
- 五 当該学校法人の設置する学校の教育 に支障のあるもの
- 六 その他学校法人としてふさわしくな い方法によって経営されるもの

#### 第二条

収益事業の種類は、日本標準産業分類(平成五年総務庁告示第六十号)に定めるもののうち、次に掲げるものとする。

- 一 農業
- 二 林業
- 三 漁業
- 四 鉱業
- 五 建設業
- 六 製造業 (「武器製造業 | を除く。)
- 七 電気・ガス・熱供給・水道業
- 八 運輸・通信業
- 九 卸売・小売業、飲食店(「その他の 飲食店」を除く。)
- 十 金融・保険業 (「保険媒介代理業」 及び「保険サービス業」に限る。)
- 十一 不動産業 (「建物売買業、土地売 買業」を除く。)
- 十二 サービス業 (「遊戯場」を除く。)

経営が投機的に行われるもの、風俗営業など、学校法人としてふさわしくない方法によって経営されるもの以外は、収益事業として実施できる。収益事業の種類は、日本標準産業分類により12項目で記載されるが、ほぼ全ての領域の事業を実施することができる。遊戯場を除くサービス業には幅広い事業が含まれている他、貸金業を含めた金融業についても実施することが可能である。

## 4.1.4 私立大学の収益事業の実施状況

数年前の調査ではあるが、1999年度時点での 文部科学省の調査によると、「収益事業では、 何らかの収益事業を実施しているところが、大 学法人で6割台、短期大学法人で3割台となっ ており、(中略)実施している事業は、不動産 の賃貸業、飲食店業、物品販売業、技術技芸業 等が比較的多く、5千万円以上の利益を上げた 法人も一部ある」<sup>32</sup>といった状況である。調査時 点から後述する事業会社も設立されたため、現 在の実施校数は増加していようが、半数以上の 私立大学で何らかの収益事業が実施されてい る。関東では早稲田大学、慶応義塾大学等が、 関西では同志社大学や立命館大学等が事業会社 を立ち上げ、収益事業を展開している。

### 4.2 私立大学の収益事業の一例

### 4.2.1 同志社エンタープライズ

「株式会社同志社エンタープライズ」<sup>33</sup>は、2005年12月22日に設立登記が行われ、学校法人同志社が100%出資した教育研究活動と密接な関係を有する事業を行う事業会社としてスタートした。取締役の全員は学校法人同志社に職務を持つ非常勤であり、所在地は京都市上京区の同志社大学今出川キャンパスである。

同志社エンタープライズが設立される以前の 収益事業は、寄付行為上に実施事業を明記の上、 学校の事務組織である事業課が収益事業を行っ ていた。しかし、収益事業を実施していく上で の限界から、契約職員退職後の人材確保策とし ての派遣業も視野に入れ、学校法人の意思が的 確に反映されるよう規程を整備して同志社エン タープライズが設立された<sup>34</sup>。

<sup>2</sup> 文部科学省、『学校法人経営の充実・強化等に関する調査報告書』、3ページ。 http://www.mext.go.jp/b\_menu/houdou/13/10/011031/01.pdf (2008年10月1日閲覧) なお、同様の調査は継続して行われていない模様である。

<sup>33</sup> 筆者は2008年8月6日、私立大学の収益事業の現場である「同志社エンタープライズ」で、常務取締役の山舩茂樹氏と総務部長の田中文恵氏に対し、予め用意した質問事項に一問一答形式で答えて頂く形でヒアリングを行った。

<sup>34「</sup>同志社大学広報 No379」, 2006年, 2~3ページを参照。

### 4.2.2 事業実施状況

設立当初は、売上や利益が確実に見込め投資や在庫リスクが少ない学校法人を取引先とした事業を展開していたが、現在では学生を対象とする事業や、さらに学校の保有資産を活用した学外のマーケットへと徐々に分野を広げている。

現在社員は16名で、うち出資者からの出向社員は3名(学校法人1名、学外企業2名)である。なお、出向社員の給与は同志社エンタープライズが負担する。この体制で定款に定める33項目のうち、施設管理業務、人材派遣・業務受託、保険代理業、楽洛キャンパス事業、学生マンション、学生寮の開発・斡旋事業、物品販売・調達支援、レストラン、カフェ販促支援事業、店舗プロデュース事業、自動販売機設置管理事業といった学校関連業務を行っている。

#### 4.2.3 営業成績と学校法人への寄付金

現在は第4期目を迎え、業績は順調に上がり、 売上高:1,073,136千円(前年比237.4%)、売上 げ総利益150,788千円(前年比152.7%)、営業利 益5,514千円(前年比146.3%)である。事業会 社の利益は、出資者である学校法人同志社へ税 制上有利な受配者指定寄付金制度<sup>35</sup>を利用して 寄付される。寄付金額については、2005年度は 690千円、2006年度は1,810千円、2007年度は3,600 千円と着実に増額している。自主的な努力で財 務体質の改善し経営基盤を強化する収益事業の 目的へと着実に歩んでいる状況である。

# 5. 収益事業の制度を利用した地域貢献手 法の検討

## 5.1 地域貢献活動における潜在的問題 の解決手法として

3.2.2において地域貢献活動における潜在的問題を検討したが、地域貢献活動に対価性を持たせ継続的な活動とするのであれば、4.1.3で示した事業におけるサービス業(人材派遣業)として、要望に沿う人材を大学から派遣する形で地域貢献活動を進めて行くことが可能である。この場合、当然のことながら、地域貢献活動の実施者には、役務の受領者からの対価が収益事業会社を通じて支払われることになる。

しかし、地域貢献における潜在的な問題解決のために、収益事業の制度を利用し、ビジネス性を持たせるという手法は、社会的な使命を果たすという地域貢献活動の目的からすると後ろ向きな面がある。そこで、前向きな提案とするためにも、収益事業の制度を有効に利用して、地域貢献活動をより充実させる一手段とする方法を提案したい。

## 5.2 収益事業の制度を利用した新たな る地域貢献手法の検討

# 5.2.1 コミュニティビジネスや社会起業の実施の検討

収益事業としてコミュニティビジネスや社会 起業を実施することについて検討を始める前 に、コミュニティビジネス36と社会起業37には一 般的な定義がないため本稿における定義を行っ ておく。コミュニティビジネスは地域の中で地 域の住民が相互に連携しあいながら地域の問題 を地域の資源を活かすビジネスを展開すること で解決していく手法38を指し、また、社会起業

<sup>35</sup> 私立学校の教育研究の発展に寄与するため、日本私立学校振興・共済事業団が、企業等から寄付金を受け入れ、これを寄付者が指定した学校法人へ配付する制度である。受配者指定寄付金については、税制上の優遇措置として寄付金全額の損金算入が認められている。

<sup>36</sup> コミュニティビジネスについての明確な定義はないが、経済産業省関東経済産業局では次のように定義している。「コミュニティビジネスは、地域資源を活かしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むものであり、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものと期待されています。」http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/community/ (2008年10月1日閲覧)

<sup>37「</sup>社会起業」という言葉についての明確な定義は存在しないが、社会起業の別表現である「ソーシャル・エンタープライズ」については、『チェンジメーカー』の解説で慶応義塾大学教授金子郁容教授が次のように述べている。「いろいろな言い方がされているが、「社会的なミッション (=使命感)をもち、経済的リターンと社会的リターンの両方を追及する継続的な活動で、従来のビジネス手法を積極的に採り入れるもの」というのが一般的な「定義」であろう」渡邊奈々著『チェンジメーカー』日経BP, 2005年, 206ページ。

<sup>38</sup> コミュニティビジネスの例としては、徳島県上勝町に見られる「葉っぱビジネス」がその典型的な例として考えられる。詳しくは、大江正章著『地域の力一食・農・まちづくり』岩波新書,2008年,47~69ページを参照されたい。

については、地域の問題に限らずより広範囲で一般的な社会問題について、ビジネスを展開することで解決していく手法<sup>33</sup>と定義しておく。

4.1.3で確認したとおり、収益事業ではほぼ全ての領域の事業を実施することができる。今日の社会で実施されるコミュニティビジネスや社会起業としての事業についても、収益事業の制度の下で実施することが可能である。

両者の簡単な例を示すと、コミュニティビジ ネスとしては、地域に存在する老人介護問題の 解決のために、私立大学の収益事業の制度を利 用し、大学の遊休施設を利用したデイサービス 事業を興し、社会福祉を専門とする教員の指導 の下で社会福祉を学ぶ学生や地域の人々を雇用 しながら事業を実施していくことが考えられ る。また、社会起業としては、社会起業やコミュ ニティビジネスの起業資金を融資するNPOバン ク40を金融や社会起業を専門分野とする教員の 指導の下に設立し、広く大学の構成員や地域住 民から資金を集めることで社会に有意義な事業 の起業への後方支援を行っていく事業が考えら れる。当然のことながら、これらの事業の従事 者には、対価としての賃金が支払われることに なり、実施者のインセンティブが維持される配 慮がとられる。

大学の収益事業の制度を利用してコミュニティビジネスや社会起業を行うメリットとしては、収益事業体がより大学に近い位置にあることから、大学と一体化した事業を展開できる点にある。すなわち、大学の知を利用できる点、大学の施設を含むインフラを利用できる点、さらに大学の資金力も利用できる可能性がある点である。また、事業の実施方法としては、直接的な事業実施主体になっても良いし、中間支援として大学の得意分野でもあるコンサルタントや、大学の社会的な認知度を利用し各主体を繋げる役目を担っても良い。

#### 5.2.2 事業会社の出資形態の検討

4.1.2で確認したとおり、学校法人が出資により別法人を設立して収益事業を行う場合には、実施する事業により総出資額が異なってくる。収益事業会社でコミュニティビジネスや社会起業に関する事業を行う場合には、教育研究活動と密接な関係を有しない事業を実施することとなるため、「出資割合が出資総額の2分の1未満の会社」で行う必要がある。

しかし、実務上の解釈においては、「本業として学校関連業務を確実に実施していれば、付随事業という枠組みで考えることができるため、出資に関する制約については問題ない」41とのことである。すなわち、100%出資の形をとる同志社エンタープライズのような事業体でも、本業の付随事業としてコミュニティビジネスや社会起業を実施していくことが可能ということになる。

## 5.3 期待できる効果と展望

私立大学の収益事業の制度を利用したコミュニティビジネスや社会起業を、地域を構成する各主体とともに実施し、その事業を継続的に営むことができるならば、事業そのものが社会問題のソリューションであるため、地域課題を地域の各主体が連携して解決する形が形成される。そして水平的調整機能を備えた社会が構築され、地域力の再生へと繋げていくことが可能となる。一方、大学側では、収益事業による利益を当初の目的のとおり経営基盤の強化として教育水準の維持向上に利用することも、新たなるコミュニティビジネスや社会起業へ出資することも、また、地域貢献活動の資金として利用し、更に充実した活動とすることも可能となる。

このように、私立大学の収益事業の制度を利用してコミュニティビジネスや社会起業を実施していく地域貢献手法は、地域側、大学側の双方にメリットが生まれることになる。実施事業やその実施体制が整備でき、採算がとれると判断できるならば、今後の地域貢献手法の範囲や

<sup>39</sup> 社会起業の例としては、マンハッタンのタイムズ・スクエア・ホテルをホームレスたちの心安らぐ住まいとして蘇らせたロザンヌ・ハガティが創立したコモン・グラウンド・コミュニティ社の例が挙げられる。詳しくは、斎藤槙著『社会起業家―社会責任ビジネスの新しい潮流―』岩波新書,2004年,20~27ページを参照されたい。

<sup>\*\*\*</sup> 代表的なものとしては、1994年に設立された「未来バンク」が挙げられる。詳しくは、藤井良広著『金融NPO―新しいお金の流れをつくる―』岩波新書, 2007年, 28~35ページを参照されたい。

<sup>4</sup> 先述した2008年8月6日の「同志社エンタープライズ」でのインタビュー時に実務上の解釈について確認した。

内容を充実させていく方法の一つとして検討する価値はある。また、別会社で収益事業を行っている法人についても、現状の組織形態で実施することができ、実施体制を構築するための整備コストは必要とならない。あとはこの手法にどこまで大学経営サイドが理解を示し、地域貢献策の一つとして位置づけるかという状況である。

#### 6. おわりに

筆者は、地域社会を構成する各主体が地域社会という公共的空間にどのような形で関われば水平的関係を有する地域社会の構築に繋がるかについて研究を進めようと考えている。本稿では、地域社会を構成する主体の一つである大学を取り上げ、特に私立大学の場合には持ちうる収益事業という制度を利用することで、地域社会における水平的関係の構築に結びつけることを考察し、その方法が実施可能な新たなる地域貢献手法であることを見出した。

しかし、私立大学の収益事業の一例として述べた同志社エンタープライズでは、本稿で述べた収益事業の制度を利用した地域貢献手法が制度上「実施できる」状態であるにもかかわらず「実施されていない」状況である。今後は、私立大学の収益事業の現状を把握したうえで、その理由について迫ってみたい。

#### 謝辞

本稿の執筆に際し、同志社エンタープライズの山舩さん、田中さんに貴重なお話を聞かせて頂きました。また、執筆にあたっては複数の方から貴重なコメントをたくさん頂きました。この場を借りて心より感謝を申し上げます。

## 参考図書

- 伊藤眞知子・小松隆二編著『大学地域論―大学まちづく りの理論と実践―』論創社, 2006年
- 伊藤眞知子,大歳恒彦,小松隆二編著『大学地域論のフロンティアー大学まちづくりの展開』論創社,2007年
- 今川晃他編著『地域力を高めるこれからの協働』第一法規。 2005年
- 大江正章著『地域の力一食・農・まちづくり』 岩波新書, 2008年,  $47 \sim 69$ ページ
- Organisation for Economic Co-operation and Development, The Response of Higher Education Institutions to Regional Needs, (経済協力開発機構編,相原総一郎, 出相泰裕,山田礼子訳『地域社会に貢献する大学』 玉川大学出版部、2005年、15-16ページ)
- 国庫助成に関する全国私立大学教授会連合編『私立大学 の未来―改革と展望―』大月書店,2004年
- 斎藤槙著『社会起業家―社会責任ビジネスの新しい潮流 ―』岩波新書,2004年,20~27ページ
- 中央教育審議会『我が国の高等教育の将来像(答申)』, 2005年1月28日
- 特定非営利活動法人コミュニティビジネスサポートセンター著『〔入門〕コミュニティビジネスの成功法則』 PHP研究所、2006年
- 藤井良広著『金融NPO―新しいお金の流れをつくる―』 岩波新書。2007年
- 渡邊奈々著『チェンジメーカー』日経BP, 2005年, 206ページ

#### 参考論文

- 今川晃、荒木善光「地域力と健康づくりに関する調査研究」 『社会科学』(同志社大学人文科学研究所)第81号, 2008年, 28ページ
- 岩崎保道「私立大学の地域貢献改善のための政策検討」『同 志社政策科学研究 第8巻』2006
- 杉岡秀紀「大学と地域との地学連携によるまちづくりの 一考察」『同志社政策科学研究 第9巻』2007